

復 興 整 備 計 画

広 野 町・福 島 県

平成24年11月30日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

広野町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

### ①誰もが安心して暮らせるまちづくり

津波被災に対する安全性の確保のために、被災住宅等の集団移転も含めた住宅の再建・確保等をはじめ、教育、医療、福祉サービスの充実、生活環境の整備を進め、住民が安心して幸せに暮らせるまちづくりに取り組む。

### ②災害に強い都市基盤と心のネットワークによる安全・安心なまちづくり

被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、被災の影響の大きい地域について土地利用のあり方を見直し、災害に強い情報通信基盤の整備による新たな防災体制の確立を図ることにより、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める。また、住民の心と心のネットワークの再生を目指し、災害に強い地域コミュニティを再構築する。

### ③21世紀の世界を担う新たな産業創出による賑わいのあるまちづくり

地震、津波、原発事故からの復興を目指し、新たな産業創出のための総合的な対策を講ずる。また、農業経営の再開に向けて、施設園芸等に新たに取り組むための新しい農業の実証実験エリアを整備するなど、農地の利用集積を図りながら大区画化を推進し、収益性の高い農業経営の実現を図る。

### ④双葉地域の復興を担うまちづくり

双葉地域復興のために、原子力災害克服、新エネルギー開発等のための各種研究機関・技術開発機関等の誘致及び広域行政機能や教育・住環境等の公共・公益機能等の代替機能の整備を進める。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

災害に強いまちづくりの観点から、海岸堤防、県道、河川堤防の嵩上げを行うとともに防災緑地を整備し、多重防護による津波被災への総合的な防災力の向上を図る。

また、JR広野駅東側に新たな市街地を形成し、地震、津波、原発事故からの復興を目指した復興ゾーンとして、各種事業所や研究機関等の誘致を進めるとともに、双葉地域復興のための広域行政機能等の整備による土地利用を推進する。

地域住民の意向に沿って農地の利用集積を図りながら、施設園芸等に新たに取り組むための新しい農業の実証実験エリアを整備し、地域農業の再生を目指す。

### (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ・津波被災に対する安全なまちづくりのため、海岸堤防、県道（下浅見川下北迫線都市計画道路事業）、北迫川・浅見川の河川堤防（北迫川河川事業・浅見川河川事業）の嵩上げを行うとともに、防災緑地（浅見川防災緑地事業）を整備する。
- ・JR広野駅東側については、復興ゾーンとして、各種事業所や研究機関・技術開発機関等の誘致を進めるとともに、双葉郡復興のための公共機関の集約再編整備を目指す。また、東日本大震災で住宅を失った被災者に対して、安心して生活できる災害公営住宅等を整備するなど新たな市街地の形成を図る。
- ・浅見川と防災緑地の間の地区については、施設園芸等の新たな取組を進めるとともに、住民の意向に沿った農地の利用集積を図り、効率的かつ生産性の高い農業経営の実現を図る。

### (3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：下浅見川下北迫線都市計画道路事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業
	B地区	事業名称：浅見川防災緑地事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市公園事業
	C地区	事業名称：北迫川河川事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：河川事業

	D地区	事業名称：浅見川河川事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：河川事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業		
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成24年度から平成27年度まで		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	都市計画（道路）[福島県決定]	決定	3,270m		名称 3・6・1下浅見川下北迫線
		B地区	都市計画（緑地）[福島県決定]	決定	10.7ha		名称 1下浅見川防災緑地
		C地区 D地区	都市計画（河川）[福島県決定]	決定	720m		名称 2北迫川
					650m		名称 1浅見川

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1													
2													
3													
4													
5													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

